

# 西中欧の政治を考える

## Rethinking Politics in Western Central Europe

平 島 健 司

### 論文要旨

ドイツの政治学者ゲルハルト・レームブルッフは、アングロ・サクソン型とは異なる別のデモクラシーの類型として「(団体主義的) 交渉デモクラシー」を90年代に唱え、学界から注目を集めた。この「交渉デモクラシー」論は、第2次世界大戦後のオーストリアの「プロポルツ」デモクラシーやスイスの「コンコルダンツ」デモクラシーについて彼自身が60年代において行った分析をさらに展開させたものである。レームブルッフは、現代「西中欧」諸国の「交渉デモクラシー」の歴史的起源が、三十年戦争後に結ばれた17世紀のウェストファリア条約の平和令にあると改めて強調する。本論文は、この平和令が確かに宗派間対立を同時代の英仏とは異なる仕方で解決した方法であったことを確認した上で、「西中欧」諸国が「交渉デモクラシー」の実現に向けてたどった多様な政治的近代化の歩みを相互に比較し、歴史的に再検討することの重要性を訴える。

Gerhard Lehbruch, one of the most renowned German political scientists, presented the *corporative Verhandlungsdemokratie* (corporate democracy of negotiation) as a distinctive type of democracy different from that of the Anglo-Saxon majoritarianism, in the 1990s, thereby commanding wide attention from the academic community. In fact, the conception dates back to his own earlier theorization of the Austrian *Proporzdemokratie* and the Swiss *Konkordanzdemokratie* in the 1960s. Lehbruch emphasizes that the negotiation democracy common to the west-central European countries (Switzerland, Austria, Belgium, the Netherlands, and Germany), originated from the conflict resolution experiences through the seventeenth century Westphalian treaties. This paper attempts to reappraise the Westphalian religious settlements in contrast to those of England and France, and postulates the unique developmental trajectories in the Western Central European countries towards the negotiation democracy.

### キーワード

交渉デモクラシー, 多極共存型デモクラシー, ウェストファリア条約, 宗教戦争, 宗派化  
Negotiation democracy, consociational democracy, Westphalian treaties, religious wars, confessionalization

## I. 「団体主義的交渉デモクラシー」の視角

かつて二人の研究者が奇しくも似通った議論を展開し、1960年代当時の政治学界が国際的に共有していた前提を正面から批判したことはよく知られている。すなわち、産業の発展や世俗化が進んだ結果、「同質化された」社会においてこそ安定的なデモクラシーが実現される、と考えられていたのに対し、一方ではA・レイプハルトが出身国のオランダを例としてとりあげ、宗教や階級の違いによって社会が分断されていたとしても<sup>1</sup>、それぞれのサブ・カルチャーを代表するエリートが「妥協の政治」を行えば国家を分裂から救い、デモクラシーを安定させることができると主張した(Lijphart 1968)。そして他方では、ドイツ人のG・レームブルッフが、二大政党が政権をめぐる競争を競い合うイギリスの統治システムは他国にとって無条件に追従すべきモデルではなく、社会がさまざまな対立をかかえる場合には、諸政党が権力の共有を通じてこそ社会の紛争を成功裡に解決することができる、と反論した。レームブルッフは、紛争を解決するもう一つの原理として「交渉」を多数決原理に対峙させ、オーストリアやスイスの政治的エリートは、過去の紛争を解決に導いた方式を学習し、新たな紛争を解決しようとする際にもそのような方式を「戦略的に」援用してきた、と強調したのである(Lehmbruch 1967)。

レイプハルトとレームブルッフは、このようにしてアングロ・サクソンのモデルを最良と位置付ける学説に対するアンチ・テーゼをともに出発点としたにもかかわらず、両者は著しく対照的な理論的展開をその後に見せることになった。レイプハルトは、オランダの事例をモデル化し、「多元的な社会」の部分構成する集団を代表するリーダーが団結する「大連合」となり、各部分社会の自律、比例代表、少数者の権利保障の要素を備える政治システムを「コンソシエーション・デモクラシー」と名付けた(Lijphart 1977)。政治的安定を求めて模索する途上国に対し、先進国の事例から抽出された制度モデルとしての「コンソシエーション・デモクラシー」を社会工学的な観点から推奨する、という意図が前面に押し出されたのである。彼はさらに、より広く21か国を対象とし、「多数決主義」(majoritarian)と「コンセンサス」の二つの類型へのデモクラシーの分類をも進めた(Lijphart 1984)。それぞれ、執政府への権力集中と執政権力の共有を特徴とする、ウェストミンスター型ないし「多数決主義デモクラシー」と「コンセンサス・デモクラシー」は、その後36か国へと対象国数が増大された著作において「執政府・政党」と「連邦

---

1 政治学的、法学的な多元主義(pluralism)とは区別された「社会学的多元主義」の社会では、成員はさまざまな集団に属しようとも集団そのものが部分的な社会ごとに別々に形成されており、社会は全体として「異質」とされる。Cf. (Lijphart 1968, Chapter I).

制・集権制」との二つの次元からなるマトリクスの中に位置づけられた (Schmidt 2015)。前者の次元は、連立政権の規模や執政府と立法議会の優劣関係、政党システム、選挙制度、政府と利益集団との関係 (コーポラティズムの強度) に関する変数によって、また後者は、中央政府と地方政府との関係を初め、立法府の構造 (一院制か二院制か)、憲法改正の敷居の高さ (硬硬度)、司法による違憲審査制、中央銀行の独立性に関する変数を用いて構成された。レイプハルトは、二つの類型間の対比を基本的に維持しつつ、「コンセンサス・デモクラシー」の国々の方が民主主義の質のみならず政策のアウトプットについても優越する、と主張したのである (レイプハルト 2005; Schmidt 2015)。

先進国以外を含めて事例の数を増大させ、計量的手法を駆使して比較分析を展開したレイプハルトの議論に対する批判がないわけではないが、ここはその当否を詳しく検討する場ではない。<sup>2</sup>むしろ注目すべきなのは、他方のレームブルッフがまったく別のやり方でその議論を深めていったことである。レームブルッフが、オーストリアの「プロポルツ」・デモクラシーとスイスの「コンコルダンツ」・デモクラシーから論じ始めたのは、「同質的」な社会を前提とするウェストミンスター型の政党間競争とは異なり、両国の「異質」な社会においては「主要な政治的集団間」の「和解」を通じてこそ紛争が解決されてきたからであった (Lehmbruch 1967)。オーストリアの第2共和政における大連合政権や政党間の官職の比例 (プロポルツ) 配分、あるいはスイスの主要政党による連邦政府の閣僚ポスト配分 (かつて執行権を独占した有力勢力が少数派に譲歩して権力への参加を招くという「自発的プロポルツ」によって実現した「Zauberformel 魔法の公式」) が、「異質な」社会の紛争がそれに適合的なやり方で解決された結果、定着した方式だと指摘したのである。<sup>3</sup>これは、レイプハルトの上記の二次元のマトリクスでは、最初の次元の「執行府・政党」の軸における、過大規模内閣を特徴とする両国の位置づけに対応している。

その後、西ドイツの政治を考察の対象に加えたレームブルッフは、政権をめぐる二大政党間の「競争」が政党政治において顕著となったため、戦後に形成された連邦制では連邦と州の政府が相互に「交渉」を行うことなしには円滑に制度が運営されないにもかかわらず、政党間競争がそれを妨げるに至った事態に注目した (Lehmbruch 1976)。西ドイツの政治システムは、「競争」と「交渉」という相異なる紛争解決の原理にしたがう二つの部分的な政治システムを内部に併せ持つために構造的な緊張を抱え込むことになった、と

2 M・シュミット (Schmidt 2015) やクリージ (Kriesi 2015) の議論などを参照されたい。

3 オランダのダールダーも、同様な「政治発展の」視角からレイプハルトの議論に静的で機械的な発想に起因する誤謬を指摘し、エリートの政治文化が特定のエリートの「自由な選択」によって生まれるのではなく、過去に生成した文化が後代のエリートの行動を拘束する側面についても注意を促した (Daalder 1971, 367-369)。

分析したのである。<sup>4</sup> また、60年代半ばに二大政党が共に政権を担った際、連邦政府と労使を代表する団体の三者間でマクロ経済政策の運営をめぐって試みられ始めた「協調行動」も、同じく「交渉」を作動原理とするもう一つの部分的システム（つまりネオ・コーポラティズム）における政策形成の試みとして観察の対象に加えられた。そして、P・シュミッターとともに国際的な比較研究をリードする政治学者として一躍名を馳せることにもなった。

このようにレームブルッフは、政党間の連合形成や中央政府にとっての「制度的拒否権プレイヤー」（ツェベリス）をもたらす連邦制、（連立）政府と組織された社会集団との間の政策協議などの互いに異なるシステムを数値化して等し並みに扱うことなく、それぞれを固有の制度的文脈における主体間の相互作用として峻別し、そこで展開される相互作用のメカニズムの異同に着目したのであった。<sup>5</sup>

このように政治システムの随所でなされる主体間の相互作用の中に「顕現する」（Czada 2000, 29）「交渉」の原理は、オーストリアやスイス、ドイツのみならずオランダやベルギーの政治的エリートの間でも「政治文化」として受け継がれてきた、とレームブルッフは指摘する。彼自身の言葉を引用しよう。

「今日では、これらの国家群がもつ独自性を次のような共通項にまとめることができる。すなわち、以下に示すように、それぞれに独自だが並行し、また相互に分かちがたく結びつくナショナルな発展経路を経ることで、一つの独特な民主主義類型が形成され、そこでは『団体主義的交渉デモクラシー（*korporative Verhandlungsdemokratie*）』のモデルが重要な要素となっているのである。『コンコルダンツ・デモクラティー』と『コーポラティズム』は、このモデルの独特の歴史的発展として理解することができる。しかし、連邦共和国の政治の錯綜もこれに連関する。すなわち、団体主義的交渉デモクラシーにおける中心的な主体は、国家官僚制（セクターごとに分岐した官僚制をしばしば問題とするから、むしろ複数形としてだが）、組織利益、政党と自律的地域団体（州〔ラント〕、カントンなど）である。政党間では競争よりも協調と連合の相互作用様式が支配的となる。もちろん、これら諸国の『複合体制』では政党間競争の領域もあるが、それは団体代表や連邦制の領域

---

4 1976年刊行の初版では「構造的断絶」（*Strukturbruch*）とされていたが、1998年に刊行された第2版の副題は、連邦共和国の制度的仕組みにおける「緊張状況」（*Spannungslagen*）と表現が弱められ一定の留保が含意された。

5 交渉デモクラシーは、マクロの政治システムについてだけでなく、「個々の、制度的に区別された政治的決定の連関（あるいは『アリーナ』）」（*Lehbruch* 1998, 24）、すなわち部分的な政治システムについても議論することもできる。なお、政治システムの多次元性に着目するベンツは、レイプハルトの2次元モデルを構成する二つの軸は相互に補完的なものと含意されており、つまるところ単一の次元上にある対照的な二つのマクロのモデルしか論じられていない、と批判し（*Benz* 2015, 71）、民主政は相互に緊張を孕む、複数の次元から構成された体制として分析すべきだと訴える。

との間で錯綜している。しかし、まさに交渉デモクラシーの諸構造との錯綜によって、政党間競争の射程は限定されている（この点については Lehbruch 1976 も参照）。」（レームブルッフ 2004, 68f.）

こうして、議会を場とする政党間の「交渉」は、紛争を解決する様式としては「多数決原理」ないし「競争」の原理に代わるものだが、多次元的な構造をもつ現代の民主政では、他に、政府と労使の代表との間、あるいは連邦制を構成する中央政府と地方政府の間の関係においても見出すことができる。しかし、「主要な政治的集団間」の紛争を解決するために成立した「交渉」の原理の優越は、ヨーロッパの他のいずれの国についても等しく指摘できるわけではない。レームブルッフは、遠く 16 世紀の宗教改革が起爆剤となった三十年戦争に終止符を打つべく結ばれたウェストファリア条約とその平和の公式を受け継いだ国々こそが「団体主義的交渉デモクラシー」の国家群を構成する、と主張する。<sup>6</sup> それでは、神聖ローマ帝国の皇帝や「帝国諸身分」たる選帝侯や諸侯の間で定式化され、現代の西中欧諸国の政治的エリートが受け継いだ紛争解決のルールとはいかなるものなのであろうか。

## II. ウェストファリア条約

ウェストファリア条約は、17 世紀前半の神聖ローマ帝国を巻き込み、ドイツに甚大な災禍をもたらした「三十年戦争」を終結に至らしめた国際条約である。「戦争の中の戦争」（Duchhardt 2018, 34）による戦闘や破壊、略奪、ならびに疫病の蔓延や飢餓によってドイツはその人口の 3 分の一を失った、という。「ウェストファリア」という名称は、神聖ローマ帝国の皇帝とフランス、スウェーデンの国王との間に、二つの条約が（*Instrumentum pacis Monasteriense; Instrumentum pacis Osnabrugense*）、それぞれヴェストファーレン地方のミュンスターとオスナブリュックにおいて結ばれたことに由来する。二つの条約に先立つ、スペインからのオランダ（ネーデルラント共和国）の独立を承認したもう一つの条約の締結と合わせ、ヨーロッパ全体にようやく戦争の終結をもたらした（*ibid.*）。

かつては、ウェストファリア条約が画期となって主権国家を単位とする国際関係が成立し、国家間の勢力均衡による平和的な国際秩序が樹立された、と語られることもあった

6 正面から指摘し、論じたのは、1996 年に発表された論文であり、（レームブルッフ 2004）にも第 3 章として収められている。しかし、歴史的起源としての指摘はすでに（Lehbruch 1967）においてなされていた。

が、そのような言説が歴史学の研究により相対化されてすでに久しい (Duchhardt 1999)。フランスとスペインとの争いは、ウェストファリア条約後にも 1659 年のピレネ条約による決着まで続いたし、バルト海の制海権をデンマークと競ったスウェーデンも台頭するロシアとの間でその後も戦争を強いられた。18 世紀のヨーロッパにも国家間の紛争は尽きなかったのである。また、フランスには、ミュンスター条約によってメッス、トゥル、ヴェルダンの司教領の帰属が確認された他、オーストリアからはアルザスの一部が割譲された (現地のロレーヌ公との関係においては、ハプスブルク家の所有自体があいまいであったが)。こうしてフランスは、東の帝国に対してその支配圏域をアルザス・ロレーヌ地方にまで伸ばしたが、得たのは飛地にとどまった (Collins 1995, 32f)。国内においても、リシュリューやマザランが進めた中央集権化は、フロンドの乱など貴族、官僚の抵抗や都市、農村の民衆蜂起を招き、その成否は予断を許さなかった。一方、スウェーデンも、オスナブリュック条約によってシュテッティンを含む西ポメルンやヴィスマール、プレーメン大司教領などを獲得し、バルト海南岸の地歩を固めたが、それらは神聖ローマ帝国の封土として与えられたに過ぎない。国家主権の帰属を領域によって画する、という観念が徹底されたわけではなかったのである (Krasner 1993, 241)。

神聖ローマ帝国そのものについては、諸侯にいわゆる同盟を結ぶ権利 (Bündnisrecht) が与えられ、他の諸侯や外国を相手とする交戦や条約締結の権利を得たことが確かに注目される。ただし、その権利の行使には皇帝と帝国への忠誠を妨げない限り、という限定が付された。また、選帝侯であったブランデンブルク辺境伯のホーエンツォレルン家は、常備軍を拡充するなど領邦国家化を進め、後には帝国の外部に東プロイセンを加えた上で同家のフリードリヒ 3 世がフリードリヒ 1 世として自ら国王を名乗りプロイセンを率いるに至った。しかし、ウェストファリア条約があくまでも帝国国制の枠組みを前提としていた点は忘れられてはならない。神聖ローマ帝国は、条約とともにおよそ政治体制としての実体を失い、形骸化してしまっただけではなく、19 世紀初頭にナポレオンによって解体されるまで変化を遂げつつ存続したのである。

15 世紀末の帝国改革は、永久ラント平和令を制定し、帝国最高法院 (Reichskammergericht) を設置する他、帝国議会 (Reichstag) の開催の定例化を進めるなど、帝国に法が支配する秩序を回復し、皇帝と帝国諸侯 (ライヒ等族) が共同で行う集团的決定の制度化を進めることを目的とした (ウィルスン 2005; 成瀬 1997)。しかし、ハプスブルク家がほぼ独占的に輩出した皇帝は、婚姻政策を通じて手中に収めた広大な家領を基盤として、帝国全体の利益を配慮するよりは皇帝権勢の増大をはかる「家門権力政策」をしばしば追求し、諸侯に対する圧迫を増大させた。神聖ローマ帝国研究を率いる一人であるウィルソンは、選帝侯を頂点とし、皇帝と直接の主従関係にある帝国諸身分が構成するヒエラルヒーとの間で皇

帝が権力を共同で行使する「混合君主制」が形成されつつあったにもかかわらず、自らを絶対君主と考える皇帝がそれに逆行して専横的に振舞い、帝国の存続を危うくする場合があった、という (Wilson 2011, 99)。したがって、ルターの宗教改革以降、諸侯の間では宗派別の対立が深まる一方、皇帝がカトリック教義の普遍性を強力に維持し、回復しようとはしたが、そのような宗派間の対立も帝国の体制に変化を強いる、重要ではあるものの新たに加わった要因の一つにすぎなかったともいえよう (*Ibid.*)。ちなみに、スペイン国王のカルロス1世は、帝国諸侯の提示した「選挙協約」を受け入れカール5世として即位したが、ルターを異端者としてその教説の承認を拒んだ。<sup>7</sup> 北イタリアをめぐるフランスとの競合や東方からトルコが及ぼす脅威への対応に忙殺された彼は、帝国議会ではルターを支持する少数派から「抗議=プロテスト」を受けた後、武力をもってプロテスタント諸侯を制圧したものの、ついに自らの手で宗教的平和の回復を実現できずに退位するに至った。<sup>8</sup> また、後にハプスブルク家の世襲領の一つであるシュタイアーマルクの大公から皇位についたフェルディナンド2世は、再興されたカトリックに篤い信者としてベーメンのプロテスタント等族と対立し、三十年戦争の勃発を準備することにもなった。彼は、ベーメンからプファルツへと拡大し、デンマークの介入をも招いた戦いで大勝を収めた後、帝国議会を開催せずして「復旧勅令」を発令し (1629年)、プロテスタント勢力が1552年以降に得た聖界諸領の全てをカトリシズムに一方向的に復帰せしめた (*Ibid.* 108f)。ドゥッフハルトは、三十年戦争が「宗派上の、帝国国制上の、諸等族の、そして人的な」紛争の束であった、と総括している (Duchhardt 2018, 38)。

このように、さまざまな次元における緊張と対立を内部に抱え込んだ神聖ローマ帝国は、大規模な紛争の勃発を未然に防ぐことができなかったが、長く激しい紛争がもたらした破壊と殺戮を経験した後は、未だ形が定まらずともその国制の中から平和的妥協を見出すこともできたのである。確かに、アウクスブルク宗教平和令 (1555年) は「領主の宗教がその地の宗教 (*cuius regio eius religio*)」と定め、ルター派との平和的共存をはかったものの、プロテスタント諸侯はこの平和令のあいまいな妥協をもってしては少数派としての現状の地位を維持することさえ困難だと考え続けた。だからこそ、三十年間に及ぶ

7 カールの生まれはフランドルのヘントであり、長じたのもブルゴーニュの宮廷であったから、スペインの地にあっては異国人であった。カルロス1世として臨んだ国会 (コルテス) で強行した重税の賦課は、職人や労働者などの反乱を招いたが、この「コムネロスの乱」(1520年)に宗派的対立の契機はなかった。同時期のドイツの農民戦争や騎士の反乱とは異なる点だが、近世の民衆反乱を支配者との関係において比較したものに (te Brake 1998)。

8 他方においてウィルソンは、カール5世の治世を15世紀末に始まった帝国改革の流れの中に位置づけ、妥協の産物として退位後に発令されたアウクスブルク宗教平和令を含め、彼の統治に帝国に特有の「同意政治」に共鳴する側面も見ている (ウィルソン 2005, 33-40)。

戦争を結局は招くことになったわけだが、オスナブリュック条約は、カルヴァン派のプファルツ選帝侯（ライン宮中伯）等の要求に応え、争いが宗派の違いに関わる場合には帝国議会における多数決を停止し、「平和的合意」を目指す手続きを定めた。すなわち、新旧両派が帝国議会の3つの部会（選帝侯、諸侯、帝国都市）を垂直的に縦断する組織を構成し（「プロテスタント団体 *Corpus Evangelicorum*」と「カトリック団体 *Corpus Catholicorum*」）、それぞれの団体をザクセン選帝侯とマインツ選帝侯が率い、「別々の集団に分かれて (*itio in partes*)」見解を統一し、両団体間で「友好的合意 (*amicabilis compositio*)」に至る、という手順であった（スウェーデンとフランスが両派の保障国として介入する事態も想定された）(*ibid.*)。政治的決定の場としての帝国議会は、国制改革以降も近代の議会制度には遠く及ばなかったものの、すでに多数決による個別の決定の前例は積み重ねていたし、「友好的合意」という少数派を保護する例外を明記したことによって逆に原則としての多数決を確認したともいえる (Schlaich 1983)。さらに、帝国最高法院の判事職と宗派が混交する帝国都市の執行職については両派からの同権的（同数の）任命が、また、皇帝の意向がより強く反映された裁判所である帝国宮内法院 (*Reichshofrat*) の構成についてもプロテスタント側に3分の1の判事の就任比率が定められたが、これらは政治的プロポルツによる官職の配分に他ならなかった (Czada 2017, 168)。

### Ⅲ. 英仏との対比と西中欧諸国

#### 1. フランス

宗派間の対立がもたらした内乱の長期化に苦しんだのは、神聖ローマ帝国に限られたわけではない。帝国の皇帝位や北イタリアの領有をめぐり、ハプスブルク家としのぎを削ったヴァロワ王家が着々と中央集権化を進めていたフランスもその例外ではなかった。ヴァロワ・アングレーム朝の創始者となったフランソワ1世（1515年即位）は、戦費調達のために新税の創設を含む財政制度を構築する一方、教皇との間ではボローニャ政教条約（1516年）を結んで国内の高位聖職者の人事権を掌握し、教会組織を社会統合の手段として用いつつ「ガリカニスム（ローマ教皇に対するフランス教会の自立主義）」を強化するに至った（高澤 2006, 林田 2001）。他方において、フランスにも新教は浸透し、15世紀半ば以降にはカルヴァン派が勢いを増したが（人口の4分の1に達した；Collins 1995, 104）、当初はユグノーの存在を容認していた王家が、いったんは弾圧政策へと転じながら幼王が交代する中で両派間の宥和へとその方針を転換したものの、両陣営間の対立は激しさを増し、



フランスも 1562 年以降の 36 年間に 8 次に及ぶ宗派間の内乱に苦しむことになった。

ヴァロワ朝は、両派が対立を深める中で断絶を迎えるが、長引く混乱に終止符を打ったのはブルボン家のアンリ 4 世である。即位後にプロテスタントからカトリックへと改宗した彼は、「ナントの王令」(1598 年)を発し、異端者とされてきたユグノーにも信仰の自由とカトリックと対等の法的権利を認め、国内秩序を回復することに成功した。しかし、両派間の対立が解消されるには至らず、ブルボン朝は彼の死後にプロテスタントの弾圧を再開し、全国三部会や名士会を開催することなく集権化の歩みを再開したのである(国庫の増収をはかって官職の世襲保有を認めたり、徴税請負制度が活用されたりした)。集権化に対する諸身分や地方の抵抗がやむことはなかったが、リシュリューやマザランのフランスは三十年戦争に積極的に介入し、その後に親政に臨んだルイ 14 世も中央の地方支配を強化しつつ(地方長官 [intendents] の重用)対外的には戦争を遂行し続け、宗教政策上もナントの王令を全面的に廃止するに至った(1685 年のフォンテーヌブローの王令)。こうして、オスナブリュック条約の平定方式とは対照的に、また、ボダン(Jean Bodin)を初めとする当時ポリテイク派と呼ばれた人々が論じたように、宗派の違いを理由とする不服従をいずれの身分に対しても許さない国王が、唯一の主権者として宗派間の紛争を調停する道が選ばれた。<sup>9</sup>

## 2. イギリス (イングランド)

大陸諸国と比べると、イギリスの宗教改革は王室内のいささか世俗的な事情によって始まったようにも見える。王妃との離婚を目論むテューダー朝のヘンリ 8 世が、教会が取り仕切ってきた事項についても国王こそが最終的な決定権を有する(その前提としてイングランドが主権国家である)ことを宣言し、自らの再婚を承認させるために国教会を創設した。すなわち、「上訴禁止法」が 1533 年に、続いてその翌年に「首長(国王至上)法」が議会の承認のもとに成立した。ヘンリ 8 世は、こうしてローマ教会からの自立を果たした後に、修道院を解散して財産を没収し、重なる戦費の原資に充てた他、中央では「枢密院」を政策決定の中心に据え、司法関連の案件処理を「星室裁判所」に担わせる一方、地方に対しても「治安判事」を通じて国王の意向の反映を徹底させるなど、統治機構の拡充にも努めた。また、次のエドワード 6 世の時代には、ネーデルラントや北ドイツ、スイスから避難してきたカルヴァン派の思想家から影響を受けつつ、カンタベリー大主教克蘭マ

9 ケーニヒスバーガーは、絶対王政の典型とされるフランスの場合においてさえ、身分制議会在王権に対する対抗力を失ったのは宗教戦争の成り行きに帰結であり、王権による中央集権化が必然的に進められたわけではない点を強調する (Koenigsberger 1986, 10)。

によって礼拝や祈祷書の統一や改訂が重ねられ、国教会制度の構築が急がれた（指 1998, 143-155）。

ところが、イングランド初の女王として次代の国王となったメアリは、これに逆行してカトリックを復活させた上、スペイン皇太子フェリペと結婚し、イングランドをスペインと敵対するフランスとの戦争にも巻き込んだ（敗戦の結果、イングランドはカレーを失い大陸での拠点をなくす）。しかし、その短い治世（1553年～1558年）の後に即位したエリザベス1世は、復活されたカトリックに一定の配慮を示す一方、メアリの迫害を恐れて大陸に難を逃れ、やがて帰国を果たしたカルヴァン派指導者達の教説をも広く取り入れて国教会制度の再興をはかった。エリザベスのイングランドは、フランスとの抗争を終息させ（1559年のカトー・カンブレジ条約の締結）、スペインからの独立をめざして抗争を継続するネーデルラントを軍事支援し、「無敵艦隊」を退ける（1588年）などプロテスタント国としての旗幟を鮮明にしていった。さらに、教会史家ジョン・フォックス（John Foxe）が「血まみれメアリ」によるプロテスタント迫害を題材として『殉教者の書』（1563年）を著すなど、反カトリックの側面からもイングランドの宗派的アイデンティティが培養されることになった（Schilling 1991, 221-229）。

イギリスは、この後、ヨーロッパと新大陸における覇権をフランスとの間で競い合う大国へと発展していくが、17世紀となってステュアート朝が始まって以降は、国王の交代ごとに王権と議会とが対立し、ピューリタン革命ではついに国王派と議会派の間で内戦が勃発するに至った（1642年）。武力衝突の中で議会派が優勢に立つが、内部分裂を経て独立派が主導権を握り、国王を処刑した末に、クロムウェルを護国卿に選び共和政を樹立した（1653年）。革命に反旗を翻したアイルランドに対する、クロムウェルの制圧は熾烈を極めたといわれる。その死後にはステュアート朝が王政復古を果たすものの、国王と議会との間に対立が再燃した。しかし議会は、今回は実力の行使に訴えずに国王の娘と結婚したオランダ総督を共同王位につけたのである（名誉革命）（岩井 1998）。

このように、イギリスでは、国王が絶対化して身分制議会を無力化するのではなく、議会在国王との間で衝突を繰り返した末に議会主権を確立するに至った（Judge 1993）。その背景には、早くも15世紀の最初の四半世紀に下院を手中に収めた、大地主を中心とする地方名望家のジェントリの台頭があったとされる（Koenigsberger 1986, 10）。チャールズ1世に対して議会が突き付けた「権利の請願」（1628年）は、中世のマグナ・カルタ（1215年）を引き合いにだし、国王が求める新たな徴税に対して議会が本来有する課税同意権の確認を訴えるものであった。また、ジェームズ2世を追放してウィリアムとその妻となったメアリを新王に迎えた際にも、議会は議会在が制定する成文法による王権の制限を改めて確認させることを忘れなかった（1689年の「権利宣言」と「権利章典」）。

ステュアート朝下に議会主権が確立するまでにおよそ1世紀を要したのは、ステュアート朝がイングランドとスコットランドの同君連合として発足した上に、イングランドがその支配を強めていたアイルランドの反乱がイングランドの内乱に連動し、長引かせたからである(近藤 2013)。あるいは、イギリス「改革派の宗派アイデンティティ」は、エリザベス女王時にカトリックとピューリタンの穏健派ないし長老派を広く包摂して形成された国教会派を中心として、内乱以降には厳格なピューリタンの独立派やそこから離れた分離派をも広く含んだが(Schilling 1991, 223f.)、そのような宗派的多様性が政治的対立をいっそう深くこじれさせたともいえる。「権利章典」は、王位継承者からカトリックを排除し、ピューリタン系の非国教会徒は、「寛容法」(1689年)によって信仰と教育の自由を認められつつも公職への道を閉ざされ続けた(1673年の「審査法」が公職を国教会徒に限定していた)。一方、議会では王権に対する議会の優越と宗教的寛容を重視する「ホイッグ」と、国王への服従と国教会体制を強調する「トーリ」と呼ばれる二つの集団が、名誉革命以前に生まれ、党派間の競争を通じて政治的紛争を解決するための前提条件が早くも準備され始めることになった。<sup>10</sup>

### 3. 誓約同盟 (スイス)

さて、宗教戦争の末に結ばれたウェストファリア条約は、神聖ローマ帝国からのスイスの分離(Exemption)を正式に承認したが、スイスが帝国から離れたにもかかわらず団体主義的デモクラシーを準備し、ウェストファリアの和平に類似した方法の紛争解決を定着させた経緯について確認することにしよう(Im Hof 1988, 田口 1984)。

スイスの原型は、アルプスの山々を南にのぞみヨーロッパの東西と南北を結ぶ交易路が交わる要衝の地にあった、ウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンの森林諸邦(Waldstätten)と、西南ドイツのシュヴァーベン地方の諸都市に連なるチューリヒ、ならびにフランスやイタリアのサヴォイ家の西からの脅威に対抗した、同じく帝国都市であったベルンの両都市邦を中心とする三つの同盟システムにある(Im Hof 1988, 45-47)。14世紀半ばには、森林諸邦間の軍事同盟たる「誓約同盟」(Eidgenossenschaft)にこれらの二都市邦を初め、ルツェルンなども加わって8邦(Orte)の同盟に拡大し、さらに周辺地域か

10 『リヴァイアサン』(1651年)を著したホブズは、個々人が相互に闘争を強いられる自然状態から逃れるために契約を結んで成立させる国家(コモンウェルス)を「リヴァイアサン」として擬人化し、その権力の絶対性を強調した(宇野 2013, 106-113)。彼は、伝統や信仰ではなく抽象的な理論によって主権を根拠づけることで政治思想を近代へと橋渡しした、といわれる(Benz 2001, 20f.)。しかし、当時のイングランドの政治的文脈では、議会主権、ましてや政党間競争による紛争解決様式の成立を促したわけではなかった(Skinner 2005)。

ら独立の同盟が新たに加わったり、当初は従属的な地位におかれた邦が格上げされたりした結果、16世紀初頭には全部で13の加盟邦を数えるに至った。同盟は、フランスと神聖ローマ帝国の狭間に独立の国家を作ろうとしたブルゴーニュ公の軍隊を再三に及んで打破したことによって軍事的名声を高め、さらには帝国改革に乗り出したマクシミリアン1世とも戦いを交え（シュヴァーベン戦争）、ついに帝国からの独立を勝ち得たのである。

誓約同盟は、16世紀初頭にフランソワ1世のフランス軍に大敗を喫して以降は対外的な積極策から身を引くが、<sup>11</sup> そもそも軍事同盟を結ぶにすぎなかった諸邦の間にはさまざまな違いと対立があった。森林諸邦では、農村の住民集会（Landsgemeinde）が直接民主制的な決定機関であったのに対し、都市邦のチューリヒはツフトの代表を通じた市参事会制度をとっていた。また、言語的文化的にも多様であった上に、都市邦と農村邦との間の根深い対立についても、半ば伝説として語り継がれる1481年のスタンス協定（Stanser Verkommnis）によってようやく係争処理手続きが制度化された。

したがって、チューリヒでツヴィングリが宗教改革を実行し（1525年）、改革がベルンやバーゼルなどの諸邦にも波及すると、新旧両派に分かれた諸邦の間の対立は抜き差しならないものとなり、武力衝突にまで及んだ。誓約同盟に加盟する諸邦が定期的に協議を行う誓約同盟会議（Tagsatzung）では、共同支配地（Gemeine Herrschaften）における宗派の帰属を従来通りに多数決で決定するか否か、が争点となった（踊 1999）。チューリヒは、会議ではなく教区共同体の多数決によって決定すべし、と主張したが、会議で多数派を占め続けたカトリック諸邦がこれを退けたため、両派は武装して対峙するに至った（カトリック5邦はオーストリアをも自陣営に連ねた）。いったんは衝突が回避され、宗派問題に関して諸邦間では相互不干渉を確認し、共同支配地についても教区共同体による自己決定が認められるが（1529年の第1平和条約）、有力邦による近隣の共同支配地への介入が続いて戦端が開かれ、従軍したツヴィングリも落命した（ベルンもヴォーに出兵して後に改宗させ、ジュネーヴをサヴォイ家の支配から解放してカルヴァン派の拠点建設を助けた）。この第2次カッペル戦争の後に結ばれた第2平和条約は（1531年）、アウクスブルク宗教平和令を先取りする形で諸邦の宗派決定権を認めたものの、共同支配地についてはカトリックの復活が許された他、カトリックの少数派にのみ礼拝の自由が与えられ、宗派間の同権を求める改革派の主張は満たされないままであった。<sup>12</sup>

その後、カトリック諸邦がサヴォイ家やスペインと同盟を結ぶことがあったものの、誓

11 従来は、1515年のマリニャーノの敗北をもってスイスの中立主義の起源だと言われてきたが、最近では政策としての確立はウィーン会議以降だとされている。Cf. (Kriesi and Trechsel 2008, 18).

12 1566年にツヴィングリ派とカルヴァン派の教義が統一され、スイス第2信仰告白（Confessio Helvetica Posterior）として文書化された。スイスにおける宗派としてのプロテスタントが確立されたのである。

約同盟全体として三十年戦争に際しては局外にとどまり、戦争の惨禍を免れた。しかし、両派の間には緊張が持続し、1656年と1712年には第1次、第2次フィルメルゲン戦争が勃発し、改革派が勝利を取めた後者の内戦後に結ばれた第4平和条約がようやく共同支配地に完全な同権体制を導入した。なお、レームブルッフが特に指摘するように、同権による宗派問題の解決と首長や枢要な役職の両派間での交代・同権的配分は、両宗派が混在するグラールス邦において、5回にわたる宗派間協定を重ねた末に実現された（Lehmbruch 2003, 23）。したがって、スイスにおいても宗教改革は邦間で間歇的な内戦の勃発を伴いつつも、ウェストファリアの和平と同様の方式による紛争の解決をもたらし、誓約同盟の結束を維持して神聖ローマ帝国からの独立を妨げることがなかったのである。

#### 4. ネーデルラント（オランダ共和国）

最後に、ウェストファリア条約と並行して結ばれたスペインとの間の条約によってその独立を承認されたオランダ共和国について、宗派間対立とその収束後に残された紛争解決の様式の観点から検討しておこう。ちなみに、レームブルッフはオランダを西中欧諸国に含めるが、後世に団体主義的交渉デモクラシーを発現させた歴史的起源についてははっきりとは議論していない。

16世紀を迎えたネーデルラントは、おおよそ今日のオランダとベルギーにあたる低地地方にあった、17を数える諸州から構成されていた。ブルゴーニュ公が誓約同盟との戦いに敗れ去った後、同地の領有権はハプスブルク家へと移ったが、カール5世の退位後に同家がオーストリアとスペインに分かれた際、スペイン国王に即位したフェリペ2世の支配下におかれることになった。一方的に新たな重税を徴収しようとする国王に対し、諸身分が身分制議会を場として抵抗を試みる、という近世のヨーロッパではありふれた構図がここでも見られた。すでに60年代に諸州は税の減免とスペイン軍の撤退を求めて反乱をおこしていた。しかし、諸州の代表者が構成する全州会議（States General）<sup>13</sup>は、1581年にフェリペ2世の統治自体を否定し、独立を掲げて抵抗を正当化するに至った（Daalder 1966, 190）。スイスの場合と同様に、ネーデルラントも多言語社会であり、州ごとに都市と農村の共同体と領主との力関係（すなわち、封建制の強度）も多様であった（Koenigsberger 1986, 15）。<sup>14</sup> 君主の代わりに総督（stadholder）として迎え入れられたオラ

13 身分制議会である Staten Generaal は、フランスでは全国三部会にあたる。ネーデルラントでは州のレベルでは州によって構成が異なった。ここでは、スイスの誓約同盟会議と同様に各州の代表が参集する会合なので「全州会議」の訳語をあてた。

14 近世ヨーロッパにおける王権と身分制議会との関係について論じたケーニヒスバーガーは、諸州が同盟を形

ニェ公が率いた武装抵抗も、順調に運んだわけではない。州の代表者とスペイン側との和約締結の試みが、民衆反乱によって覆されることもあった。それにもかかわらず、1579年にユトレヒト同盟 (Unie van Utrecht) を結成した北部の7州は、スペイン支配からの解放闘争の続行を選んだ。諸州の間のこのように強い団結は、対抗宗教改革を強力に推し進めるカトリックに対するカルヴァン派の抵抗という宗派的反発の契機なしには考えにくい (Schilling 1991, 216-221)。ネーデルラントでは、フランスを追われたユグノーの指導者が1550年代初頭に流入して布教活動を展開し、カルヴァン派の信仰は60年代には人々の間で広く定着していた、という (Gorski 2003, 41f.)。しかし、宗派の違いは内戦の原因とはならなかったものであり、その後の共和国はカルヴァン派を国教としつつも、人文主義の影響の下にカトリックやプロテスタントの各派をも広く許容し、寛容で開かれた姿勢をとることになった (Schilling 1991, 216-222)。したがって、オランダの団体主義的交渉デモクラシーの起源は、宗教戦争を終息させた和平の取り決めとは別のところに求めるべきなのかもしれない。ダールダーは、半ば独立国家ともいえる各州を代表して全州会議に参集したエリートを念頭におき、「すべての代表者達は、互いに絶えざる反対派となる状況に適応せねばならず、そのためにゆっくりとした交渉と相互に行う譲歩を通じて妥協を求める習慣が培われた」、と述べている (Daalder 1966, 192)。<sup>15</sup>

#### IV. 団体主義的交渉デモクラシーへの歴史的諸経路

本稿は、アングロ・サクソン型とは異なる非多数決主義的デモクラシーについて、レイプハルトと対比させつつ、レームブルッフが展開した「団体主義的交渉デモクラシー」の議論を中心に検討を進めてきた。レームブルッフは、制度とそれを運用する主体という観点から、主体は所与の制度から制約を受け、行動の選択肢を限定されながらその時々課題を解決すべく行動するが、実際にとられた行動はさまざまな慣行やルールを形とする「戦略的レパトリー」として後世に伝えられる、とする。すなわち、新たな問題に直面した後世の主体が、受け継がれた「戦略的レパトリー」を制度的文脈に適合させつつ改めて具体化するものであり、「団体主義的デモクラシー」を他の類型のデモクラシーから区別するメルクマールも、政治的エリートの間で世代を超えて継受される「政治文化」にこそある、と論じた。

---

成して独立を達成したネーデルラントにも注目し、外部からの介入や内外の紛争の連動によって両者間の対抗の帰趨を理論的に説明することはいっそう困難になると強調する。Cf. (Koenigsberger 1986)。

15 注3を参照。

ルターやツヴィングリ、カルヴァンらの宗教改革はヨーロッパの各地で長期に及んだ宗教戦争を伴ったが、神聖ローマ帝国の跡地に位置する「西中欧諸国」にとっては、内戦を取束に導いたウェストファリアの平和令が特有の「戦略的レパートリー」となって受け継がれた、とレームブルッフはさらに主張した。本稿は、ウェストファリア条約が締結された歴史的な文脈を検討した上で、同じく激しい宗派間の抗争を経験したフランスとイギリスが神聖ローマ帝国とは異なる和平の方式を選び取ったこと<sup>16</sup>、また、西中欧諸国に含まれるものの、同条約によって帝国からの分離独立を果たした誓約同盟（スイス）とネーデルラント共和国についても宗教戦争と同時期の経験が残した政治的遺産について検討した。

しかし、近世の宗教戦争と現代との間には近代化の長い歴史がある。革命戦争を引き継いだナポレオンは、帝国の支配をヨーロッパ全域に及ぼしたから、その没落後にウィーン会議が新たに決定した国境線は革命以前から大きく異なることになった。解体された神聖ローマ帝国の跡地には、およそ40の諸邦が構成するドイツ連邦が出現し、そこで西方においてフランスと接する飛地を拡大したプロイセンと、イタリアへの支配権を強めたオーストリアが優越を競うことになった。大陸の中央部における近代は、まさに「領域革命」（E・フェーレンバッハ）とともに始まった。一方、ウィーン体制の下、フランスとドイツとの間の緩衝国として設けられたオランダ王国からは、フランスの7月革命の影響を受けたベルギーが1830年に分離独立を果たした。その領域は、オランダ独立戦争に際してユトレヒト同盟に加わらなかった南部ネーデルラントにおおむねあたるが、ダールダーがオランダについて指摘した妥協の伝統は、カトリックのベルギー・エリートの間ではどのように受け継がれたのだろうか。

あるいは、レームブルッフは、「政党間競争」と「交渉」とは別にもう一つの紛争解決の様式として権威主義的で「ヒエラルヒッシュな」様式を数え、これがまさにブルボン朝のフランスにおいて定式化された後、17、18世紀の啓蒙絶対主義に受け継がれた、としている。このタイプの様式は、近代のドイツでは、ナポレオンに対抗して進められたプロイセンなどの諸邦における「上からの」改革や、国民国家としての統一を成し遂げたビスマルクによる連邦制の運用において顕著に見られた。もっとも、著しく政治化された帝政期の大衆社会に生じた紛争は必ずしも解決されたわけではないし、そもそも権力者によって政治的争点化を抑圧されもしたであろう。<sup>17</sup>ともあれ、近代国家の形成が、身分社会から

16 法学者のグリムは、イギリスが大陸諸国のような絶対主義国家を形成せずに済ませたのは、宗教改革を大きな困難なくして遂行し、宗派をめぐる内戦を経験しなかったからだとする。しかし、内戦を伴ったピューリタン革命にも宗派対立の要素が内包されていたとはいえないだろうか。Cf. (Grimm 1987)。

17 レームブルッフは、まさに権威主義的な官憲国家体制とされる帝政期ドイツにおいてさえも、「交渉」によって紛争が解決されようとした側面を強調する。

市民社会へと再編されつつあった社会に対する国家の「浸透」や「標準化」を原動力としたとするならば (Flora 1999), まずは「ヒエラルヒッシュな」様式が優越したのは当然であった.<sup>18</sup> したがって, 「政党間競争」が十全に作動するためには, 民主化が進展し, 議会が政治的決定の場としての地位を確立することが前提であった. また, 「団体主義的」なデモクラシーがエリート間の「交渉」を通じ, ささまざまな局面において起動されるためには, 近代以前の身分ではなく, 個人を単位とするさまざまな集団が組織されていることも前提として必要である. コンソシエーション・デモクラシーにおいて「柱」状に分かれたサブ・カルチャー社会を組織した結社や, コーポラティズムが作動するための組織的基盤となった労使の団体などは, いかにして西中欧諸国において形成されたのだろうか. これらの国々における「交渉」の原理の多様な「発現」と, 各国が近代においてたどったそれぞれに独特な発展経路を改めて歴史的に追跡することが求められるだろう.

\* 本稿は, 2019年5月に本研究所のディスカッションペーパーシリーズ(日本語)から発表された論文(J-226)に修正と追加を施したものである. 7月26日に「ヨーロッパ研究会」を開催し, 内容の報告と討論を行った. 当日, コメントを寄せ, 議論に加わってくださった参加者のみなさんに心よりお礼申し上げます.

#### 参考文献

- Benz, Arthur (2001), *Der moderne Staat*, München: Oldenbourg.
- Benz, Arthur (2015), Lehbruch versus Lijphart: Comparing Democratic Governments as Multidimensional Regimes, Schneider and Eberlein (eds.), 69-82.
- Collins, James B. (1995), *The State in Early Modern France*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Czada, Roland (2000), Konkordanz, Korporatismus und Politikverflechtung: Dimensionen der Verhandlungsdemokratie, Everhard Holtmann und Helmut Voelzkow (Hg.), *Zwischen Wettbewerbs- und Verhandlungsdemokratie*, Wiesbaden: Westdeutscher Verlag, 23-49.
- Czada, Roland (2017), Ein >Westfälischer Friede< für die Krisenherde der Gegenwart?, *Osnabrücker Jahrbuch Frieden und Wissenschaft* 24/2017, Göttingen: V&R unipress, 159-179.
- Daalder, Hans (1966), The Netherlands: Opposition in a Segmented Society, Robert A. Dahl (ed.), *Political Oppositions in Western Democracies*, New Haven and London: Yale University Press, 188-236.
- Daalder, Hans (1971), On Building Consociational Nations: The Case of the Netherlands and Switzerland, *International Social Science Journal* 23/3, 355-370
- Duchhardt, Heinz (1999), "Westphalian System" Zur Problematik einer Denkfigur, *Historische Zeitschrift* 269/1999, 305-315.
- Duchhardt, Heinz (2018), Ein Doppeltes "Westphalian System"? Der Westfälische Friede, das Reich und Europa, *Aus Politik und Zeitgeschichte* 30-31/2018, 34-40.

18 独立した州やカントンの集合体にすぎなかったオランダとスイスにおいて, 全国的な行政組織や共通の人権規範, 通商の自由などが初めて実現されたのは, ナポレオン支配が及ぼした影響の下においてであった. Cf. (Grab 2003, 60-74, 112-122).



- Fehrenbach, Elisabeth (2008), *Vom Ancien Regime zum Wiener Kongress*, 5. Aufl., München: R. Oldenbourg Verlag.
- Flora, Peter with Stein Kuhnle and Derek Urwin (ed.) (1999), *State-Formation, Nation-Building, and Mass Politics in Europe. The Theory of Stein Rokkan*, Oxford: Oxford University Press.
- Gorski, Philip S. (2003), *The Disciplinary Revolution. Calvinism and the Rise of the State in Early Modern Europe*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Grab, Alexander (2003), *Napoleon and the Transformation of Europe*, London: Palgrave Macmillan.
- Grimm, Dieter (1987), *Der Staat in der kontinentaleuropäischen Tradition*, D. Grimm, Recht und Staat der bürgerlichen Gesellschaft, Frankfurt a. M. : Suhrkamp, 53-83.
- Im Hof, Ulrich (1988), Die Geschichte der Schweiz. Ein Abriss, *Die Schweiz*, Stuttgart: Kohlhammer, 45-78.
- Judge, David (1993), *The Parliamentary State*, London: Sage Publications.
- Koenigsberger, H. G. (1986), Dominium Regale or Dominium Politicum et Regale: Monarchies and Parliaments in Early Modern Europe, *Politicians and Virtuosi*, London: Hambledon Press, 1-25.
- Krasner, Stephen D. (1993), Westphalia and All That, Judith Goldstein and Robert O. Keohane (eds.), *Ideas and Foreign Policy. Beliefs, Institutions and Political Change*, Ithaca: Cornell University Press, 235-264.
- Kriesi, Hanspeter (2015), Varieties of Democracy: 'Proporzdemokratie', 'Consociational Democracy', Liberal Democracy and Direct Democracy, Schneider and Eberlein (eds.), 11-27.
- Kriesi, Hanspeter and Alexander H. Trechsel (2008), *The Politics of Switzerland. Continuity and Change in a Consensus Democracy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lehmbruch, Gerhard (1967), *Proporzdemokratie: Politisches System und politische Kultur in der Schweiz und in Österreich*, Tübingen: J. C. B. Mohr ([Lehmbruch 2003] の第2章として再録).
- Lehmbruch, Gerhard (1998), *Parteienwettbewerb im Bundesstaat. Regelsysteme und Spannungslagen im Institutionengefüge der Bundesrepublik Deutschland*. 2., erweiterte Auflage, Opladen: Westdeutscher Verlag (初版は1976年にKohlhammer社から刊行。副題はなかった)。
- Lehmbruch, Gerhard (2003), *Verhandlungsdemokratie. Beiträge zur vergleichenden Regierungslehre*, Opladen: Westdeutscher Verlag.
- Lijphart, Arend (1968), *The Politics of Accommodation: Pluralism and Democracy in the Netherlands*, Berkeley: University of California Press.
- Lijphart, Arend (1977), *Democracy in Plural Societies. A Comparative Exploration*, New Haven and London: Yale University Press.
- Lijphart, Arend (1984), *Democracies. Patterns of Majoritarian and Consensus Government in Twenty-One Countries*, New Haven and London: Yale University Press.
- Schilling, Heinz (1991), Nationale Identität und Konfession in der europäischen Neuzeit, Bernhard Griesen (Hg.), *Nationale und kulturelle Identität. Studien zur Entwicklung des kollektiven Bewusstseins in der Neuzeit*, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 192-252.
- Schilling, Heinz (2008), *Early Modern European Civilization and Its Political and Cultural Dynamism*, Hanover and London: University Press of New England.
- Schlaich, Klaus (1983), Die Mehrheitsabstimmung im Reichstag zwischen 1495 und 1613, *Historische Zeitschrift*, 299-340.
- Schmidt, Manfred G. (2015), The Four Worlds of Democracy: Commentary on Arend Lijphart's Revised Edition of Patterns of Democracy (2012), Schneider and Eberlein (eds.), 29-49.
- Schneider, Volker and Burkhard Eberlein (eds.) (2015), *Complex Democracy. Varieties, Crises, and Transformations*, Springer International Publishing Switzerland.
- te Brake, Wayne (1998), *Shaping History. Ordinary People in European Politics 1500-1700*, Berkeley: University Press of California.
- Wilson, Peter H. (2011), The Thirty Years War as the Empire's Constitutional Crisis, R. J. W. Evans, Michael Schaich, and Peter H. Wilson (eds.), *The Holy Roman Empire 1495-1806*, Oxford University Press, 95-114.

Wilson, Peter H. (2016), *Heart of Europe. A History of the Holy Roman Empire*, Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press.

岩井 淳 (1998) 「革命の時代」川北稔編『イギリス史』山川出版社, 178-221.

ウィルソン, ピーター H. (2005) 『神聖ローマ帝国 1495-1806』山本文彦訳, 岩波書店.

宇野重規 (2013) 『西洋政治思想史』有斐閣.

踊 共二 (1999) 「近世スイスにおける宗派問題と多数決原理」森田安一編『スイスの歴史と文化』刀水書房, 105-125.

近藤和彦 (2013) 『イギリス史 10 講』岩波新書.

指 昭博 (1998) 「近世国家の成立」川北稔編『イギリス史』山川出版社, 138-177.

高澤紀恵 (2006) 「<アンシャン・レジーム>のフランスとヨーロッパ」谷川稔・渡辺和行編著『近代フランスの歴史』ミネルヴァ書房, 9-42.

田口 晃 (1984) 「スイス」, 矢田俊孝・田口 晃 (1984) 『オーストリア・スイス現代史』山川出版社, 251-382.

ツェベリス, ジョージ (2009) 『拒否権プレイヤー 政治制度はいかに作動するか』眞柄秀子・井戸正伸訳, 早稲田大学出版部.

林田伸一 (2001) 「近世のフランス」福井憲彦編『フランス史』山川出版社, 144-238.

平島健司 (2004) 「解説」, ゲルハルト・レームブルッフ (2004), 183-196.

レイプハルト, アレンド (2005), 『民主主義対民主主義』粕谷祐子訳, 勁草書房 (原著は Lijphart, Arend (1999), *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, Yale University Press.

レームブルッフ, ゲルハルト (2004) 『ヨーロッパ比較政治発展論』平島健司編訳, 東京大学出版会.